

## TSR スポーツクラブ 会員規約

---

### 【名称及び目的】

第1条 本クラブはTSR スポーツクラブと称し、ティーエスアール株式会社の運営管理をするスポーツ施設の利用を通じて会員の体力向上、健康維持および競技力の向上に努め、会員相互の親睦を計り健全な社交場としての生活の質の向上を目指す事を目的とします。

### 【入会資格及び手続き】

第2条 本クラブの目的を理解された方で、所定の入会手続きを終了した方は、会員証を受領することにより本クラブの会員となります。但し、医師により運動等が不適切と指導されている方は入会資格がありません。

### 【会員資格の種類】

第3条 本クラブの会員資格は、月会員、スポット会員の2種類に区分されます。但し、必要に応じ新規に会員の種類を設定し又は廃止することがあります。

### 【会員の特典】

第4条 ①会員は会員の種類別に定められた料金を支払うことにより、施設利用約款その他施設利用に関する規則等の定める事項を遵守のうえ施設を利用することができます。但し、施設の利用に当たっては会員証を携行しなければなりません。

②会員は手数料等を支払う事により他の種類の会員としての資格を移る事が出来ます。

### 【会員の義務】

第5条 ①会員は会員資格の種類毎に定められた入会金を第2条に定める入会手続きと同時に支払うものと致します。入会金は次条に定める会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。一旦納入された会費等についても返還されません。

②会員は氏名、住所、連絡先、会費引落金融口座その他入会申込み種類記載事項に変更があった場合は速やかにその旨を届け出るものとします。

### 【会員資格の喪失】

第6条 会員は次の場合に会員資格を喪失致します。

1. 退会届が受理されたとき
2. 除名
3. 死亡
4. 施設の全てが閉鎖されたとき

#### 【会員資格譲渡禁止】

第7条 会員資格本人限り譲渡若しくは相続その他包括承継できないものと致します。

#### 【除名】

第8条 会員が次の各号に該当するときは、無条件で除名され直ちに会員資格を失うものとします。

1. 本規約、施設利用規則、その他施設利用に関する規則等に違背したとき
2. 本クラブの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
3. 施設利用に関する諸料金の支払いを怠ったとき

#### 【退会】

第9条 会員が本クラブからの退会を希望する場合、大会を希望する月の10日までに当クラブ事務局に申し出るものとします。

月会費の口座引き落としを利用されている場合、上記の期日を超えての退会申し入れでは月会費の引き落とし手続きが進むことがあります。その場合、振込手数料、取り消し手数料として1,100円（税込み）を受領したうえで月会費を返金致します。

#### 【休会】

第10条 会員が1か月以上にわたって本クラブの活動を休会する場合、休会を希望する前月末までに当クラブ事務局に申し出るものとします。

なお、休会に際しては、休会月会費として1,100円（税込み）を徴収するものとします。

#### 【月会費の納入】

第11条 月会費は週1回、週2回で各々金額が異なります。

- ① 週1回の場合 8,800円（税込み）
- ② 週2回の場合 11,000円（税込み）
- ③ 年間管理費 : 1年に1回のみ、2,200円（税込み）をいただきます。

#### 納入方法

##### 現金支払い

月謝袋をお渡ししますので月初に当月分を現金にてお納めください。

##### 口座引き落とし

引き落とし日 毎月27日（休日の場合翌営業日）に翌月分をお客様指定の銀行口座よりお引き落としいたします。

なお、「口座振替依頼書」をお渡しいたしますが、口座登録に約2か月の期間がかかります。ご入会時に2か月分の月会費ならびに年間管理費をご納入ください。

スポット会員の方は都度既定の料金を現金でお支払いください。

【欠席連絡および振替レッスンの件】

第 12 条 欠席連絡はお電話、メールおよび LINE 等でお知らせください。

また、レッスン欠席の際の振替レッスンですが、原則 1 か月以内に振替を消化していただきますようお願い申し上げます。

1 か月を超えた場合、振替枠は消滅する場合がございます。

【親権者の同意】

第 13 条 未成年の入会に関しては、親権者の同意が必要です。

この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に本人の行為について責任を負い、会則、施設利用約款等に定める本人の義務の履行の責に任ずるものとします。

【会員規約の改定】

第 14 条 本規約は必要の都度、施設内に公示することにより改定することができます。

【事務局】

第 15 条 本クラブの事務局は東京都北区浮間 3-34-26 といたします。

施行 2017 年 12 月  
改定 2020 年 6 月